

青森県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

公益財団法人21あおり産業総合支援センター（以下「センター」という）青森県よろず支援拠点では、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応するため、以下のとおりコーディネーターを募集します。

※国の令和7年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）が予算化された上で、当センターが東北経済産業局より当該事業を受託し、委託業務契約が締結されることを前提とした公募となります。

1 募集職種、予定人数

よろず支援拠点コーディネーター 若干名

2 応募要件

次の(1)～(6)のいずれにも該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能であること。
- (3) 自身のパソコンにより当センターとの連絡が可能であること。
- (4) 委嘱後は、本県に居住し業務の遂行が可能であること。
- (5) センターの規定等を踏まえつつ、専門的知見や能力を最大限に活かしながら取り組むことが可能であること。
- (6) 以下に該当しないこと。
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 業務内容

- (1) 青森市に設置する拠点に来訪する事業者の課題解決に向けた相談対応。（オンラインでの相談対応を含む）
- (2) 商工会議所・商工会、金融機関等の支援機関と連携した出張相談会等において、県内各地に設置された会場での相談対応。
- (3) 国の政策的な重点分野等に関するセミナーの開催、広報資料配布等によるよろず支援拠点のPR、相談者の掘り起こし。
- (4) 課題解決のため、相談内容に応じた適切な支援機関・支援施策の紹介とフォローアップ及び成果事例の輩出。
- (5) よろず支援拠点全国本部が構築する支援実績管理システムへの入力及び月毎の業務報告書の作成・提出。

4 資格・資質

専門的な知見を有し、経営課題の抽出並びに具体的なアドバイスができること。また、

公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関のコーディネーターとして不適切でないこと。

- (1) 中小企業診断士またはそれと同等の専門性・能力のある者で、売上拡大・経営改善等経営全般にかかる支援プロジェクトを管理コントロールできる者
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の資格保有者
- (3) 金融機関等での実務経験を有し、資金調達計画の策定、キャッシュフロー分析等、資金繰り改善に向けた支援ができる者
- (4) 広報戦略、商品PR、WEBデザイン、ECサイト構築等の専門的な知識を有する者
- (5) IT、IoT等に関して専門的な知識を有する者
- (6) 生産管理に関して専門的な知識を有する者
- (7) 人材採用、人材育成に専門的な知識を有する者
- (8) デザインに関して専門的な知識を有する者
- (9) 上記以外で必要と認められる専門的な知識を有する者

5 委嘱条件

本事業は国の予算を財源としているため、予算が成立した場合に委嘱を行うものとする。

①業務を委嘱する事業者	公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
②業務を委嘱する日	令和7年4月1日
③委嘱する業務の内容	「3 業務内容」のとおり
④委嘱する業務の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
⑤1月の活動日数	10日程度/月（原則、土日祝日及び年末年始を除く） なお、活動日数については応相談
⑥1日の活動時間	原則8時30分から17時15分まで（休息时间60分）
⑦活動場所	原則、県内（ただし、必要に応じて協議の上、県外あり）
⑧活動内容の検査日	ア 「業務内容（5）」による当月分の報告書については翌月第1月曜日までに提出を受け、内容を検査する。 イ ただし、3月分の報告書については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）までに提出を受け、内容を検査する。
⑧報酬（謝金）の額	1日当たり26,500円以上 但し、1日の活動時間が4時間以上7時間45分以内の場合は1日当たりの報酬（謝金）の額は半額とする。
⑨活動費（交通費）	必要と認められる活動費（交通費）についてはセンターの規定等に基づき別途支給
⑩報酬（謝金）及び活動費（交通費）の支払期日	ア 報告書を検査した上で、報酬（謝金）は毎月末日締切、翌月21日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、

	<p>その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日)に、活動費(交通費)は毎月末日締切、翌月15日(その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日)に指定口座へ振込む。</p> <p>イ ただし、3月分の報酬(謝金)及び活動費(交通費)については当月の末日(その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日)に指定口座へ振込む。</p>
--	--

6 応募から選定までの流れ

① 応募者による応募用紙の提出

令和7年3月12日(水) 17時必着

② 事務局書類選考

令和7年3月13日(木)

③ 面接者への連絡

令和7年3月14日(金)

④ 面接日及び面接会場

令和7年3月17日(月) 10時開始予定、会場：当センター「大会議室」

⑤ 審査結果通知

上記④終了後、書面により通知

7 確認事項及び委嘱後の禁止行為

(1) 中小企業者等へのアドバイスに当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。

(2) よろず支援拠点コーディネーターとしての活動中(移動含む)の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 以下の項目に抵触又はセンターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。

① センターに対して虚偽の報告を行うこと。

② よろず支援拠点コーディネーターの活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等の利益とすること。

③ よろず支援拠点コーディネーターの活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること。

④ 支援企業等に不利益を与える行為又は支援活動内容から逸脱した行為を行うこと。

⑤ 支援企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること。

8 お問い合わせ先及び応募先

公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 連携調整課 山崎
〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

※応募用紙を郵送する場合は、封筒の表面に「よろず支援拠点コーディネーター応募用紙在中」と記載してください。

9 その他

- (1) 応募（お問合せ含む）の秘密は厳守します。
- (2) 応募書類の返却はいたしません。
- (3) 応募書類を本件の採用選定目的以外には使用いたしません。
- (4) 面接に係る旅費は支給いたしません。
- (5) 選定結果についてのお問合せ（採否の理由等）には一切お答えできません。